

議員提出議案第 1 号

三朝町議会会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会会議規則の一部を改正することについて、本議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 9 日

提出者 三朝町議会議員 山 口 博

賛成者 三朝町議会議員 松 原 成 利

賛成者 三朝町議会議員 遠 藤 勝太郎

賛成者 三朝町議会議員 石 田 恭 二

賛成者 三朝町議会議員 松 原 茂 隆

三朝町議会会議規則の一部を改正する規則

三朝町議会会議規則（昭和62年三朝町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> （請願書の記載事項等） 第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印をしなければならない。</u> 2・3 略	（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> （請願書の記載事項等） 第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願書の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。</u> 2・3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。